# 三田市オンブズパーソン

## 令和2年度

## 活動状況報告書

[令和2年4月1日~令和3年3月31日]

- 三田市オンブズパーソン
- 三田市経営管理部行政管理室総務課

### 目 次

1 はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 三田市オンブズパーソン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3 オンブズパーソン制度の運用状況	
(1) オンブズパーソン制度についての問合せ ・・・・・・・・・・	2
(2) オンブズパーソンへの意見等の申立て ・・・・・・・・・・・	2
(3) オンブズパーソンによる意見等申立ての処理状況一覧・・・・・・・	4
4 処理事例	
(1) 令和2年度申立て第1号調査結果(申立ての趣旨に沿えなかったもの)	
	4
5 例規等	
(1) 三田市オンブズパーソン条例 ・・・・・・・・・・・・・・	1 2
(2) 三田市オンブズパーソン条例施行規則 ・・・・・・・・・・・	1 7

#### 1 はじめに

本市では、平成25年12月24日に「三田市オンブズパーソン条例」を制定し、 平成26年4月1日から施行しています。オンブズパーソン制度は、市政に関する 意見等をオンブズパーソン(外部の学識者)が公正・中立的な立場で調査、簡易迅 速に処理し、必要な場合には、市の機関に対して是正等の勧告や制度の改善を求め る意見を表明することにより、市民の権利利益の擁護と公正・透明な行政運営を図 るものです。

また、制度施行後5年が経過した令和元年度には、これまでの運用状況等をもと に制度を見直し、令和2年度より見直し後の運用を行いました。

令和2年度のオンブズパーソン制度の運用状況として、オンブズパーソンは1件の意見等申立てについて調査し、事務局へは6件の相談・問合せが寄せられました。

今後も、この制度が市民の皆様にとってより良い制度となるよう、適正な運用に 努めてまいります。

令和3年4月

三田市経営管理部行政管理室総務課

#### 2 三田市オンブズパーソン

- (1) 津田 和之 (弁護士) 代表オンブズパーソン
- (2) 中川 丈久 (大学教授)

#### 3 オンブズパーソン制度の運用状況

(1) オンブズパーソン制度についての問合せ

ア 内容別件数内訳

(単位:件)

月内容	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	内容 別計
① 意見等申立ての相談		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
② 制度に関する質問		0	0	1	0	0	1	0	2	1	1	0	6
③制度に対する意見・批判		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
月別計	0	0	0	1	0	0	1	0	2	1	1	0	6

#### イ 方法別件数内訳

(単位:件)

内容	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	内容 別計
① 電話	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	1	0	4
② 窓口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
③ メール	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
月別計	0	0	0	1	0	0	1	0	2	1	1	0	6

#### (2) オンブズパーソンへの意見等の申立て

ア 方法別件数内訳

(単位:件)

月内容	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	内容 別計
<ol> <li>持参</li> </ol>	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
② 郵送	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 電子メール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④ ファクシミリ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
月別計	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1

#### イ 対象機関別件数内訳

イ 対象機関別件数内訳 (単位:件)													
月内容	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	内容 別計
① 幼児教育振興課 政策課	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
月別計	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1

#### ウ 面談件数内訳

ウ 面談件数内訳 (単位:件)													
月	1	5	6	7	0	a	1.0	1.1	12	1	9	9	内容
内容	4	Б	6	1	0	9	10	11	12	1	4	J	別計
意見等申立てを受けての面談	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
調査実施	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1

(単位:件)

#### 工 処理結果別件数内訳

月内容	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	内容 別計
①申立ての趣旨に沿ったもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(勧告・意見表明)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②申立ての趣旨に沿えなか ったもの	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
③調査しない事項に該当し たもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④継続中	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
月別計	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1

### (3) オンブズパーソンによる意見等申立ての処理状況一覧

ア 令和2年度申立て第1号

申 立 日	令和2年9月17日
申立ての趣旨	三田市立幼稚園再編計画の策定において、条例に従った適切な市民参加
	の手続きが取られていないため、『再編計画 (案)』を手続き無効としてい
	ったん取り下げるよう勧告されたく調査を申し立てます。
担当	津田オンブズパーソン
面 談	令和2年10月13日(10時18分~11時10分)
市の所管課	子ども・未来部子育て応援室幼児教育振興課
	市長公室政策課
事 情 聴 取	令和2年10月20日(13時30分~14時35分)
結 果	申立ての趣旨に沿えなかったもの
結果通知日	令和2年11月13日≪調査期間:58日間≫

#### 4 処理事例

(1) 令和2年度申立て第1号調査結果(申立ての趣旨に沿えなかったもの)

	三田市立幼稚園再編計画の策定において、条例に従った適切な市民参
意見等申立ての趣旨	   加の手続きが取られていないため、『再編計画 (案)』を手続き無効とし
	ていったん取り下げるよう勧告されたく調査を申し立てます。
	CV TICTURY THO SET BILL CHOIC CHARLET CE CS TO
	1 はじめに、申立ての趣旨について次の点を補足する。
	(1) 申立人は、本件の申立て理由として、次の点を意見等申立書に
	記載している。
	「三田市立幼稚園再編計画(案)」(以下「本件計画案」という。)
	は、将来にわたって当該地域社会に与える影響の大きさからのみな
	らず、市全体の教育施設の配置バランスを大きく変更するものであ
調査の結果	ることからも、三田市まちづくり基本条例(以下「基本条例」とい
	う。)の定める「市の重要な計画」(第 16 条)であるといえます。
	したがって、本件計画案については、企画立案の段階から市民が参
	加できるようにしなければなりません。
	(2) さらに、以上に掲げる事項をもとに、申立人との面談で聴取し
	た本件申立ての趣意を補足すると次のとおりである。
	ア 三田市市政への市民参加条例(以下「市民参加条例」という。)

では、7条において市民の意見を聴く手続の対象となる事項を定め、8条において各種市民の意見を聴く手続の種類及び内容を列挙している。

そして、市は、本件計画案に関し、同条例8条6号に定める意見交換会手続を実施するとともに、同条2号に定めるパブリックコメント手続を実施する予定である。これは、本件計画案が同条例7条2号に規定する「市政における基本的な事項」であるとして実施するものであり、同条例が基本条例に基づくものであることからすれば、同時に、市が本件計画案を基本条例16条に定める「市の重要な計画」に該当するとみなしているといえる。

- イ しかしながら、本件計画案の策定手順について、基本条例 16 条に該当する計画であるにもかかわらず、企画立案の段階での市 民参加手続が実施されておらず、同条の規定が遵守されていな い。したがって、市は、本件計画案を取り下げるべきである。
- ウ また、本件計画案に関連する「三田市立幼稚園のあり方に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)策定時に実施したパブリックコメントにおける意見、本件計画案に関するPTAとの懇話会における意見等が各計画等に全く反映されていないこと、本件計画案に係る説明会が単なる案の説明に終始し、市民からの意見に対する返答も「持ち帰り検討する。」ばかりであることなどからもわかるとおり、幼稚園のあり方をめぐる市の態度は非常に不誠実であり、市民が提出した意見をどう検討したのか、どこが判断しているのかといった点が不明である。
- エ 一方で、中学校の再編については、三田市立学校再編計画(第 1次計画)策定の際に説明会が開催されるとともに、地域、保護 者等を委員とする地域協議会も設けられ、現在も市と市民が議論 を重ねているところであり、幼稚園の再編も同じように話を進め ることができないのかという思いがある。
- オ 以上のようなことから、今後、幼稚園のあり方の検討にあっては、地域のニーズを理解したうえで、そのニーズを反映させるような手続が取られるとともに、市民が参加し、しっかりとした検討がなされる形となることを希望する。

- 2 以上に掲げる申立人の主張に対し、市幼児教育振興課及び政策課に 事情聴取し、市教育総務課へ確認したところは、次のとおりである。
  - (1) 基本条例 16 条に定める企画立案の段階から市民が参加すべき 「市の重要な計画」とは、各分野の個別計画のもととなる重要な基 本的な計画のことをいう。

市立幼稚園の再編統合においては、基本条例 16 条に該当する教育分野における基本的な計画である「第2期教育振興基本計画」(以下「基本計画」という。)及び同計画に基づく基本方針を策定し、これらを踏まえた個別具体的な幼稚園の再編統合に関する計画案である本件計画案を示したところである。

つまり、市立幼稚園の再編統合に係る基本的な計画は基本計画であり、本件計画案は、基本条例 16 条に定める市の重要な計画には該当しない。

- (2) ただし、市立幼稚園の再編統合は、市民の生活に重大な影響を 及ぼす事項であることから、市民参加条例7条1項5号に該当する ものとして、令和2年9月19日から同年10月11日までの間に市 内7か所で同条例8条に定める意見交換会手続を行い、同年11月 中旬からは同条に定めるパブリックコメント手続を行う予定であ る。
- (3) なお、三田市立中学校の再編統合について具体的に記した三田市立学校再編計画(第1次計画)は、基本計画及び同計画に基づく三田市立学校のあり方に関する基本方針を踏まえた計画であり、本件計画案と同様に基本条例 16 条に定める市の重要な計画には該当せず、市民参加条例7条1項5号に該当するものである。

このことから、平成30年12月に計画案を示した後、平成31年2月には同条例8条に定める意見交換会手続を行い、そのなかでの意見等を踏まえ、その後の進め方を検討した結果、同年12月から現在に至るまで、同条に定めるその他の手続である三田市立上野台中学校及び八景中学校再編地域協議会による協議を行っている。

- 3 市の機関から事情を聴取し、確認した点も含め検討した結果、オン ブズパーソンとしての結論は、次のとおりである。
  - (1) 基本条例 16 条への該当について

ア まず、基本条例 16 条では、1項において「総合計画、市の重要な計画及び条例(以下この条及び次条において「計画等」とい

います。)の案を作成しようとするときは、企画立案の段階から 多様な手法を用いて市民が参加できるようにしなければなりません。」と規定し、企画立案の段階からの市民の関与を定めている。

そのうえで、2項において「計画等を策定しようとするときは、 計画等の案と関連する資料を公表し、広く市民の意見を求めなければなりません。」として、企画立案の段階から市民が関与して 策定した計画等の案についても、案策定後に市民の意見を求めなければならないことを規定している。

イ 一方、基本条例に基づき市政への市民参加の手続その他必要な 事項を定める市民参加条例においては、7条1項各号に市民意見 を聴く対象となる事項を列挙している。

そのなかで、同項2号では「市の総合計画その他市政における 基本的な事項を定める計画等の策定、変更又は廃止」と、同項3 号では「市政における基本的な事項を定める条例の制定、改正又 は廃止」と規定し、市の計画及び条例に関する対象事項を定めて いる。

加えて、同項では、1号、4号及び5号においてその他の対象 となる事項を定め、5号では「前各号に掲げるもののほか、市民 の生活に重大な影響を及ぼすおそれがあると市長等が認める制 度、事業等の策定、変更又は廃止」と規定している。

- ウ 以上のことから、基本条例及び市民参加条例においては、市の 計画、事業等のなかには、総合計画のように基本条例 16 条に該 当するものであって、企画立案の段階及び計画案策定後に市民参 加の手続の実施を必要とするものと、同条には該当しないまでも 市民参加条例 7条 1 項に該当するものとして、段階は指定せず、 市民の意見を聴く手続を実施することのみを必要とするものが 存在することを前提としていると解される。
- エ そして、基本条例 16 条の「重要な計画」又は市民参加条例 7 条 1 項 5 号の「重大な影響を及ぼすおそれがあると市長等が認める制度、事業等」のいずれに該当するか、若しくは、該当するか

どうかの判断については、市長等に一定の裁量の余地があると考えられるところ、三田市立学校再編計画(第1次計画)や市におけるその他のこれまでの計画等策定に関する基本条例及び市民参加条例の解釈及び運用等を勘案すると、本件計画案が市民及び地域に及ぼす影響の大きさに鑑みても、基本条例 16 条には該当しないとする市の解釈、本件計画案策定における手続に誤りがあるとまではいえないと判断する。

よって、基本条例 16 条の規定により、本件計画案を取り下げ、 企画立案段階から市民の意見を聴く手続をとる必要があるとは 認められない。

#### (2) 市民参加条例の規定による手続

- ア 本件計画案は、基本条例 16 条には該当しないものの、市民参加条例 7条 1項 5 号に該当すると認められることから、同条例に基づく市民意見を聴く手続が適正になされる必要がある。
- イ 市民参加条例では、8条において、市民意見を聴く手続として、 ①附属機関により、市民意見を聴く手続(1号)、②パブリック コメント手続(2号)、③意向調査手続(3号)、④ワークショッ プ手続(4号)、⑤公聴会手続(5号)、⑥意見交換会手続(6号)、 ⑦その他の手続(7号)の7つの手続が規定されている。そして、 9条1項において、市長等に対して、対象事業の内容等を考慮した上で、8条に定める市民意見を聴く手続を選択し、実施することを義務づけるとともに、同条3項において、1対象事業につき、 2以上の市民意見を聴く手続を実施するように努めることを求めている。
- ウ 本計画案について、市は、市民参加条例8条の市民意見を聴く 手続のうち、2号のパブリックコメント手続と6号の意見交換会 手続の2つを実施することとしており、上記2(2)のとおり、こ れまでに市内7か所で意見交換会手続を行うとともに、今後、パ ブリックコメント手続を行う予定としている。

なお、同条例8条2号のパブリックコメント手続は「市長等が 対象事項の案等を公表して、広く一般の意見を求め、提出された 意見の概要及び当該意見に対する市長等の考え方等を公表する 手続」と、同条6号の意見交換会手続は「市長等が対象事項について案を説明し、市民と市長等が当該案について意見を交換することを通じて市民意見を聴く手続」と規定されており、それぞれ市民との意見交換及び市民の意見に対する考え方を示すことが市長等に求められている。

また、同条6号の意見交換会手続については、市の定めた運用の手引きによれば、「市長等が対象事項について案を説明し、市民と市長等が当該案について意見を交換することを通じて市民意見を聴く手続の一つとして定めるものです。なお、既に確定した計画について実施する「説明会等」については、本号の意見交換会手続には含みません。」と規定している。

そして、この運用の手引きの規定は、市民参加条例8条6号の 意見交換会手続の趣旨を明らかにするとともに、意見交換会手続 が、市側の策定した計画案について、一方的に説明し、それに対 する意見を求めるという形式的なものにとどまらず、市民の意見 を真摯に聴き、市長等と市民が対等な立場で相互に意見交換を行 うなど、実質的な意見交換会の場となることを求めたものである と認められる。

エ こうした中で、本件計画案に関しては、市民参加条例8条に定める市民意見を聴く手続のうち、意見交換会手続とパブリックコメント手続の2つを行うことが予定されていること、意見交換会手続については、既に7か所で実施されたこと、当該交換会のなかで出された再度の意見交換会開催の要望に対して、市が開催することを約束したことから、今後改めて意見交換会が開催される予定であることが認められる。

また、意見交換会手続等これまでの本件計画案に係る市民との やり取りのなかで、市は、本件計画案は案であって、市民意見を 聴きながら最終的な内容を検討していくこと、市長からは丁寧 に、何度でも地域の方と話をするように指示を受けていることを 表明しており、再度の意見交換会開催を約束した事実は、その意 向の表れであると考えられる。

- オ 以上を踏まえれば、市民参加条例7条、8条及び9条に基づく 市民意見を聴く手続は、現在進行中であるが、現時点において、 市のこれまでの対応が同条例の規定に違反するとまでは認めら れない。
- カ しかしながら、申立人は、これまでの幼稚園再編に関する市の 対応について、市民の意見を反映させる姿勢が全く見られないも のであると感じたことから、本件計画案に対する意見についても 十分反映されるのかどうか疑念を持ち、幼稚園再編が市によって 一方的に進められることを危惧しているのであり、このように申 立人が考えることについては、一定理解できるところである。

また、幼稚園が地域の教育の柱の一つと位置づけられることや 地域の重要なインフラとしての役割を果たしていることから、そ れ故に、申立人の幼稚園の再編計画について市民の意見を十分に 聴いて反映してもらいたいとする立場は、もっともな面があると いえる。

このように、現状にあっては、これまで実施された市民意見を聴く手続に関する市の認識と申立人の評価には乖離が見られるところであるが、当該市民意見を聴く手続はいまだ完了しておらず、今後、その乖離を埋めることは、市の対応はもちろんのこと、市と申立人を含む市民の相互の協力により可能であると認められる。

キ 以上のことから、市にあっては、市民主体のまちづくりという 基本条例の理念のもと、今後、申立人の疑念等を払拭するために も、実施予定である幼稚園再編に関する再度の意見交換会が、一 方的に案を説明し、それに対する意見を求めるといった形式的な ものではなく、市民の意見を真摯に聴き、市長等と市民が対等な 立場で相互に意見交換を行うなど、実質的な意見交換会の場とな るよう、また、これまで開催した意見交換会での意見を持ち帰っ て検討した結果を踏まえた場となるよう開催手法等を検討願い たい。 そして、今後、必要に応じて、市立中学校再編に関する進め方と同様に、パブリックコメントや意見交換会手続以外にも、地域、保護者などと協議を行う協議会を設置するなど、多様な市民の意見を聴く方法を検討し、市民と十分に理解を深めながら、本件計画案の確定に向けて取り組んでもらいたい。
最後に、申立人に対して、念のため、あえて一言付言すると、市民参加条例は、計画案の策定にあたって、意見交換会などを通じて、市民意見を聴くことを定めるものの、そこで出された市民意見に市が拘束されることまでを定めるものではないことに十分に留意しつつ、市と協力・連携していくという視点に立って、市との意見交換や協議などを進めてもらいたい。

#### 三田市オンブズパーソン条例

平成25年12月24日 三田市条例第41号

(趣旨)

第1条 この条例は、三田市まちづくり基本条例(平成24年三田市条例第35号)第42条第3項の規定に基づき、本市(以下「市」という。)に設置する三田市オンブズパーソン(以下「オンブズパーソン」という。)の職務、意見等(意見、要望、苦情等をいう。以下同じ。)の申立て手続その他必要な事項を定めるものとする。

(所管事項)

- 第2条 オンブズパーソンの所管する事項は、市の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務 に関する職員の行為であって、次の各号に掲げる事項に該当しないものとする。
  - (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項又は現に判決、裁決等を求め係争中の事項
  - (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第75条、第98条第2項、第199条第6項、第242条及び第243条の2第3項(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34条において準用する場合を含む。)の規定に基づく求めに対し、監査委員が既に監査を実施し、又は現に監査を実施している事項
  - (3) 議会に関する事項
  - (4) 職員の自己の勤務内容に関する事項
  - (5) オンブズパーソンの行為に関する事項
  - (6) この条例に基づき既に意見等の処理が終了している事項

(職務)

- 第3条 オンブズパーソンの職務は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 第10条の規定により申し立てられた意見等(以下「申立てに係る意見等」という。)を調査し、簡易迅速に処理すること。
  - (2) 前号の申立てに係る意見等を端緒として、自己の発意に基づき取り上げた事案(以下「自己の発意に基づく事案」という。)を調査すること。
  - (3) 申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案について、市の機関に対し非違の是正又は改善のため必要な措置(以下「是正等の措置」という。)を講ずるよう勧告すること。
  - (4) 申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の原因が制度そのものに起因すると認める場合において、当該制度の改善を求めるための意見を表明すること。
  - (5) 第3号の規定による勧告又は前号の規定による意見の表明の内容を公表すること。 (オンブズパーソンの責務)
- 第4条 オンブズパーソンは、市民の権利利益を擁護するため、公平かつ適切にその職務を遂行するとともに、市政に関して広く情報収集に努めなければならない。

- 2 オンブズパーソンは、その職務の遂行に当たっては、市の機関との連携を図り、相互の職務 の円滑な遂行に努めなければならない。
- 3 オンブズパーソンは、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。
- 4 オンブズパーソンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(市の機関の責務)

- 第5条 市の機関は、オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重するとともに、 積極的な協力援助に努めなければならない。
- 2 市の機関は、オンブズパーソンから第14条に規定する調査結果の通知を受けたときは、誠 実かつ適切に対応しなければならない。

(市民等の青務)

第6条 市民その他この制度を利用する者は、この条例の目的を達成するため、この制度の適正 かつ円滑な運営に協力しなければならない。

(組織等)

- 第7条 オンブズパーソンの定数は、2人とし、そのうち1人を代表オンブズパーソンとする。
- 2 オンブズパーソンは、人格が高潔で社会的信望が厚く、地方行政に関し優れた識見を有する 者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱する。
- 3 オンブズパーソンの任期は、3年とし、1期に限り再任されることができる。
- 4 オンブズパーソンは、それぞれ独立して職務を行う。ただし、相互に協力することを妨げない。

(兼職等の禁止)

- 第8条 オンブズパーソンは、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。
- 2 オンブズパーソンは、市と特別な利害関係にある企業その他の団体の役員と兼ねることができない。

(解嘱)

- 第9条 市長は、オンブズパーソンが心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合、職務上の義務違反その他オンブズパーソンとしてふさわしくない行為があると認める場合又は前条各項の規定に反する場合は、議会の同意を得て解嘱することができる。
- 2 オンブズパーソンは、前項に規定する場合を除くほか、在任中、その意に反して解嘱される ことがない。

(意見等の申立て)

- 第10条 市の機関の業務の執行に関する事項又は当該業務に関する職員の行為について利害関係を有する者(次条第2項に該当する場合を含む。)は、オンブズパーソンに対し、意見等を申し立てることができる。
- 2 前項の規定による意見等の申立ては、次の各号に掲げる事項を記載した書面により行わなけ

ればならない。ただし、オンブズパーソンが書面によることができない特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 意見等を申し立てようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 意見等の申立ての趣旨及び理由並びに意見等の申立ての原因となった事実のあった年月日
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 3 意見等の申立ては、代理人により行うことができる。

(意見等の調査)

- 第11条 オンブズパーソンは、意見等の申立てが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該意見等を調査しない。
  - (1) 第2条に規定するオンブズパーソンの所管する事項でないとき。
  - (2) 意見等の申立てをした者(以下「意見等申立人」という。)が、意見等の申立ての原因となった事実について利害を有しないとき。
  - (3) 意見等の内容が、意見等の申立ての原因となった事実のあった日から1年を経過しているとき。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
  - (4) 虚偽その他正当な理由がないと認めるとき。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、調査することが相当でないと認めるとき。
- 2 オンブズパーソンは、前項第2号に該当するときであっても、市民の権利利益の擁護を図る ため必要があると認めるときは、市の機関の業務の執行に関する事項又は当該業務に関する職 員の行為について調査することができる。

(調査の通知等)

- 第12条 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案を調査する場合は、あらかじめ、関係する市の機関に対し、その旨を通知するものとする。
- 2 オンブズパーソンは、前条第1項の規定により調査しないときは、意見等申立人に対し、理由を付してその旨を速やかに通知しなければならない。
- 3 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の調査を開始した後に おいても、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、調査を中止することができる。
  - (1) 第11条第1項各号に該当することが判明したとき。
  - (2) その他調査を継続し難い相当な事由が生じたとき。
- 4 オンブズパーソンは、前項の規定により申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の 調査を中止したときは、理由を付してその旨を、申立てに係る意見等にあっては意見等申立人 及び第1項の規定により通知した市の機関に、自己の発意に基づく事案にあっては同項の規定 により通知した市の機関に速やかに通知しなければならない。

(調査の方法等)

第13条 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の調査のため 必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、説明を求め、その保有する帳簿、書類 その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地調査をすることができる。

- 2 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の調査のため必要が あると認めるときは、関係人又は関係機関に対し、質問し、事情を聴取し、又は実地調査をす ることについて協力を求めることができる。
- 3 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の調査のため必要が あると認めるときは、専門的又は技術的な事項について、専門的機関に対し、調査、鑑定、分 析等を依頼することができる。
- 4 オンブズパーソンは、規則で定める標準処理期間内に調査を終えるよう努めるものとする。 (調査結果の通知)
- 第14条 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の調査を終了 したとき(第12条第3項の規定に該当する場合を除く。)は、その結果を、次の各号に掲げる 区分に応じ、当該各号に掲げるものに速やかに通知しなければならない。
  - (1) 申立てに係る意見等 意見等申立人及び第12条第1項の規定により通知した市の機関
  - (2) 自己の発意に基づく事案 第12条第1項の規定により通知した市の機関 (勧告及び意見表明等)
- 第15条 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の調査の結果、 必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し是正等の措置を講ずるよう勧告すること ができる。
- 2 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の調査の結果、その 原因が制度そのものに起因すると認めるときは、関係する市の機関に対し当該制度の改善を求 めるための意見の表明をすることができる。
- 3 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等について第1項の規定により勧告し、又は前項の 規定により意見の表明をしたときは、意見等申立人に対し、その旨を速やかに通知しなければ ならない。

(勧告及び意見表明の尊重)

第16条 前条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による意見の表明を受けた市の機関は、これを尊重しなければならない。

(報告等)

- 第17条 オンブズパーソンは、第15条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による 意見の表明をしたときは、当該勧告又は意見の表明をした市の機関に対し、その是正等の措置 又は制度の改善の状況について報告を求めるものとする。
- 2 前項の規定により報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日の翌日から起算して60日以内に、オンブズパーソンに対し是正等の措置又は制度の改善の状況について報告するものとする。この場合において、是正等の措置又は制度の改善を講ずることができない特別の理由があるときは、理由を付してオンブズパーソンに報告しなければならない。
- 3 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等について前項の規定による報告があったときは、

意見等申立人に対し、その旨を速やかに通知しなければならない。

(公表)

- 第18条 オンブズパーソンは、第15条第1項の規定による勧告若しくは同条第2項の規定による意見の表明をしたとき又は前条第2項の規定による報告があったときは、その内容を公表するものとする。
- 2 オンブズパーソンは、前項の規定により公表を行うときは、個人情報等の保護について最大限の配慮をしなければならない。

(事務局)

第19条 オンブズパーソンに関する事務を処理させるため、規則で定めるところにより事務局 を置く。

(活動状況の報告)

第20条 オンブズパーソンは、毎年、規則で定めるところによりその活動状況について市長に 報告するとともに、これを公表するものとする。

(この条例の見直し)

第21条 市長は、この条例の施行状況を把握し、5年ごとに検証しなければならない。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の1年前の日以後にあった事実 に係る意見等について適用し、施行日の1年前の日前にあった事実に係る意見等については、 適用しない。

(特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和37年三田市条例第5 号)の一部を次のように改正する。

別表保育所嘱託医の部の次に次のように加える。

オンブズパーソン

日額 45,000円

(三田市まちづくり基本条例の一部改正)

4 三田市まちづくり基本条例(平成24年三田市条例第35号)の一部を次のように改正する。 第42条第3項中「別に条例で定めます。」を「三田市オンブズパーソン条例(平成25年三 田市条例第41号)で定めるところによります。」に改める。

付 則(令和2年条例第6号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

#### 三田市オンブズパーソン条例施行規則

平成26年2月12日 三 田 市 規 則 第 2 号

(趣旨)

第1条 この規則は、三田市オンブズパーソン条例(平成25年三田市条例第41号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。 (代表オンブズパーソン)
- 第3条 条例第7条第1項に規定する代表オンブズパーソンは、オンブズパーソンの互選により 定める。
- 2 代表オンブズパーソンは、オンブズパーソンに関する事務を統括する。
- 3 代表オンブズパーソンに事故があるとき又は代表オンブズパーソンが欠けたときは、他のオンブズパーソンがその職務を代理する。

(オンブズパーソン会議)

- 第4条 次の各号に掲げる事項を協議するため、オンブズパーソン会議を設ける。
  - (1) オンブズパーソンの職務執行の方針に関すること。
  - (2) オンブズパーソンの活動状況の報告に関すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、オンブズパーソンの協議により必要と認める事項
- 2 オンブズパーソン会議は、代表オンブズパーソンが招集し、その議長となる。
- 3 前2項に定めるもののほか、オンブズパーソン会議の運営に関し必要な事項は、代表オンブズパーソン分議に諮って定める。

(特別な利害関係にある企業等)

第5条 条例第8条第2項に規定する市と特別な利害関係にある企業その他の団体とは、主として市に対し請負をするものをいう。

(意見等の申立て)

- 第6条 条例第10条第2項本文に規定する意見等の申立ては、意見等申立書により行うものと する。
- 2 条例第10条第2項第3号に規定する規則で定める事項は、他の制度への手続の有無に関する事項及び代理人に関する事項とする。

(正当な理由)

- 第7条 条例第11条第1項第3号ただし書に規定する正当な理由があるときとは、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 意見等の申立てに係る事実が極めて秘密のうちに行われ、1年を経過した後初めて明らかにされたとき。

- (2) 天災地変等による交通の途絶により、申立期間を経過したとき。
- (3) 意見等の申立てに係る事実が継続しているとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、オンブズパーソンが正当な理由があると認めるとき。

(調査実施の通知)

第8条 条例第12条第1項に規定する市の機関に対する通知は、調査実施通知書により行うものとする。

(意見等について調査しない旨の通知)

第9条 条例第12条第2項に規定する意見等申立人に対する通知は、意見等について調査をしない旨の通知書により行うものとする。

(調査中止の通知)

第10条 条例第12条第4項に規定する意見等申立人及び市の機関に対する通知は、調査中止 通知書により行うものとする。

(身分証明書の携帯等)

第11条 オンブズパーソンは、条例第13条に規定する調査を行う場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人等に提示するものとする。

(調査の標準処理期間)

- 第12条 条例第13条第4項に規定する規則で定める標準処理期間は、2箇月とする。
- 2 前項の期間内に調査を終わらない事項については、2箇月を経過するごとに意見等申立人及 び市の機関に経過を報告するものとする。

(調査結果の通知)

第13条 条例第14条に規定する意見等申立人及び市の機関に対する通知は、調査結果通知書により行うものとする。

(勧告及び意見表明の通知)

第14条 条例第15条第3項に規定する意見等申立人に対する通知は、勧告・意見表明通知書により行うものとする。

(報告等)

- 第15条 条例第17条第2項に規定する報告は、是正等措置・制度改善等状況報告書により行うものとする。
- 2 条例第17条第3項に規定する意見等申立人に対する通知は、是正等措置・制度改善等状況 通知書により行うものとする。

(公表)

第16条 条例第18条に規定する勧告、意見の表明又は報告の内容の公表は、市広報紙、市ホームページへの掲載により行うものとする。

(オンブズパーソン事務局)

第17条 条例第19条の規定により、広聴主管課にオンブズパーソンの事務局を置き、その庶務を処理するものとする。

(活動状況の報告及び公表)

- 第18条 条例第20条に規定する市長への活動状況の報告は、年度ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。
  - (1) 意見等の申立ての件数、内容及び処理の状況
  - (2) 自己の発意に基づく事案の調査の件数、内容及び処理の状況
  - (3) 勧告、意見表明及び是正等の措置の報告の要旨
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 第16条の規定は、活動状況の報告の公表について準用する。

(様式)

第19条 この規則の施行に関し必要な様式は、市長が別に定める。

(補則)

第20条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(平成28年規則第15号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。